

中学生のメッセージ2025（第47回少年の主張三重県大会）作文募集要項

1 目的

「中学生のメッセージ」は、中学生が日頃感じていることや考えていることを広く県民に訴えることにより、青少年が自分の生き方や社会との関わりを考え、また、青少年に対する県民の理解・関心を深めることを目的として作文を募集します。

2 「中学生のメッセージ2025」開催期日・場所

期日 令和7年8月23日（土）

場所 川越町あいあいホール 三重郡川越町大字豊田一色314

3 共催 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 三泗地区中学生のメッセージ実行委員会 三重県・三重県青少年育成市町民会議連合会 独立行政法人国立青少年教育振興機構

4 協力 三重県内青少年育成市町民会議

5 後援 三重県教育委員会・四日市市教育委員会・菰野町教育委員会 朝日町教育委員会・川越町教育委員会・三重県私学協会 三重県小中学校長会・三重県PTA連合会・三重県教職員組合 NHK津放送局・三重テレビ放送株式会社・株式会社中日新聞社

6 応募について

(1) 応募資格

県内の中学生及びそれに相応する学籍又は年齢にある方。

※国籍は問わないが、日本語で発表できること。また、令和6年度在籍の3年生は応募できません。

(2) 応募内容

- ① 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など
- ② 家庭、学校生活、社会（地域活動）及び身の回りや友だちとの関わりなど
- ③ テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会の様々な出来事に対する意見や感想、提言など

(3) 応募方法

- ① 1人1点とし、未発表のものに限ります。但し、募集に先立ち取り組まれた作品や青少年育成市町民会議（以下、市町民会議という）等が主催する同様の大会において発表された作品は提出できます。
- ② 原稿用紙の記入方法は以下のとおりです。
 - ア. A4版400字詰め原稿用紙〔別添（様式）〕3枚半以上4枚半以下で縦書きに清書してください。A4以外の原稿用紙や枚数不足、枚数超過については、審査対象外となります。
※大会での発表時間は4分半～5分半となります。
 - イ. 1行目に作文のタイトル、2行目に県名・学校名・学年、3行目に名前、4行目以降に本文を書いてください。但し、学校名等が長い場合はこの限りではありません。
 - ウ. 本人直筆による原本（パソコン入力不可・コピー不可・但し障がい等による場合は可）（以下同じ）を提出してください。
 - エ. 原稿用紙には、HB以上の鉛筆ではっきり濃く記入してください。（審査のとき、コピーをするため判読不明な場合は審査できませんので、濃さについては厳守してください。）
 - オ. 原稿は、ホチキス止めをせずクリップ等で止めてください。

<p>※枚数厳守でお願いします</p> <p>3枚半以上 ～ 4枚半以下</p>	<p>1行目 タイトル</p> <p>2行目 三重県○○立○○中学校 ○年</p> <p>3行目 名 前</p> <p>4行目 本 文</p> <p>～</p>
--	--

- ③ 応募作品一覧（別紙1）には、作文の基調となっている最も適当なテーマ1つを下記より選び記入してください。

基調テーマ分類

「友達」、「家族」、「福祉・障がい」、「学校」、「勉強」、「生命」、「文化・伝統」
「地域・社会」、「環境」、「職業・労働」、「政治・経済」、「国際」、「平和」
「防災」、その他（ ）

- ④ 各学校等において3点以内に選考し、応募作品一覧（別紙1）を添付のうえ、下記提出先に原本を提出してください。

(4) 提出先・提出期限

- ・各中学校等は、令和7年6月6日（金）までに当該地域の市町民会議等に原本を提出してください。市町民会議等は作品を取りまとめ、令和7年6月11日（水）までに公益財団法人三重こどもわかもの育成財団（以下、育成財団という）に原本を提出してください。
- ・市町民会議等の連絡先については、別紙2を参照してください。

(5) 審査基準

- ・論旨は以下のとおりです。
- ① 鋭い感性で、新鮮な主張であるか。（中学生らしさ）
- ② 新しい情報や視点があるか。
- ③ 個人の体験にとどまらず、一般性・社会性があるか。
- ④ 提案や提言を実現・実践する意欲が感じられるか。
- ⑤ 論旨が一貫し、構成がしっかりしているか。

(6) 入賞の選考

① 第1次審査会

第1次審査は育成財団にて行い、提出された作品の中から40人程度を選考します。

② 第2次審査会

第2次審査は学識経験者、青少年育成関係者、育成財団等で構成する第2次審査会において行い、最終審査会で発表する14人を選考します。14人の方への連絡は、7月上旬頃になります。決定後、やむを得ず出場できなくなった場合は、次点の方を繰り上げる場合もあります。なお、14人以外の作品には地域優秀賞とします。

7 中学生のメッセージ2025について

(1) 発表

- ・第2次審査会で選ばれた14人は、「中学生のメッセージ2025」において、発表します。なお、発表では、パフォーマンス（写真を使用したパネル説明や小道具を使用する等）を取り入れてもかまいません。その場合は、準備の関係がありますので、詳しくはお問い合わせください。

(2) 審査

- ・大会当日、学識経験者、教育関係者、報道関係者、青少年育成関係者、育成財団等で構成する最終審査会で審査を行い、各賞を決定します。

(3) 審査基準

- ・論旨は第1次審査会と第2次審査会と同じです。
- ・論調・態度は以下のとおりです。
 - ① 共感と感銘を与えていたか。
 - ② 説得力のある話だったか。
 - ③ 熱意と迫力があつたか。
 - ④ 落ち着いて話していたか。
 - ⑤ 聴衆に感動を与えていたか。

(4) 表彰

- ① 「最優秀賞」（1人）、「優秀賞」（3人）、「優良賞」（10人）を決定し、賞状と副賞を贈呈します。
- ② 「地域優秀賞」には、賞状と副賞を贈呈します。
- ③ 積極的に応募に取り組んでいただいた学校（全校生徒数の50%以上とする）に「学校奨励賞」として、賞状と副賞を贈呈します。
- ④ 作品応募者全員に参加賞を贈呈します。

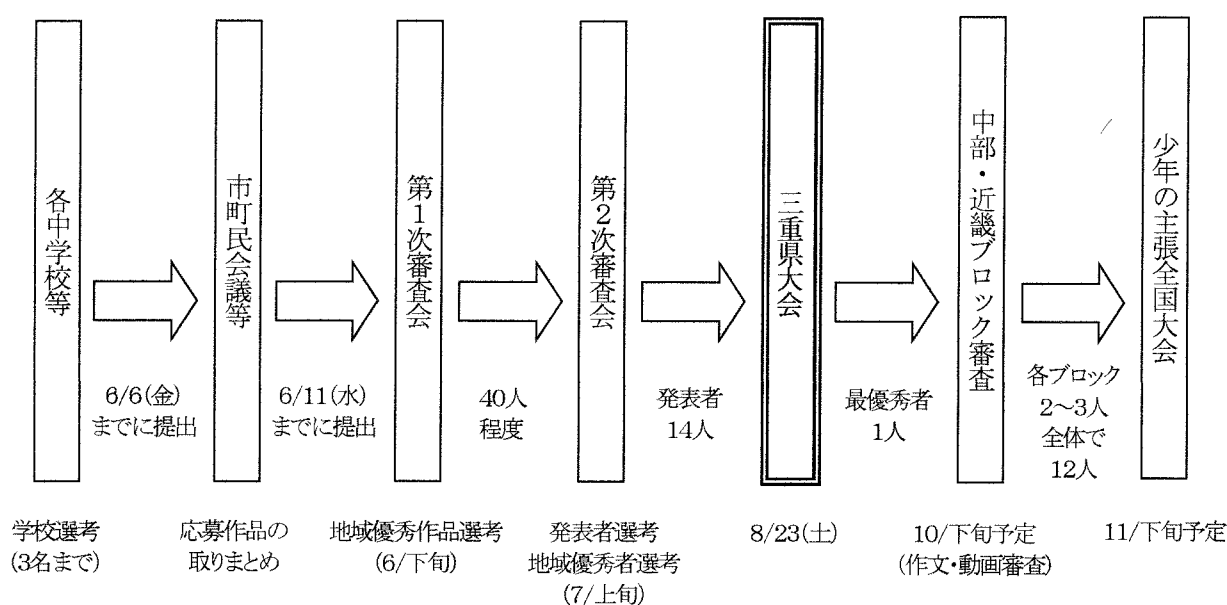
8 「少年の主張全国大会」への推薦

独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「少年の主張全国大会」の出場候補者として最優秀者を推薦します。中部・近畿ブロック審査（作文・動画審査）でブロック代表者（各ブロック2～3人）に選ばれた場合は、11月下旬頃に東京都で開催される「少年の主張全国大会」において発表します。

9 その他

- (1) 応募作品（原本）の返却はしないのでコピーをして保管してください。
- (2) 大会開催前、育成財団ホームページにおいて、発表者の紹介（学校名・学年・名前・タイトル）をしますのでご了承ください。また、大会後、結果を発表します。最優秀賞については、作品を掲載します。
- (3) 令和8年1月頃に発表報告集を作成します。その中で掲載した作品及び写真については、ホームページ、広報誌等にも掲載することがありますのでご了承ください。

10 参考：応募から発表までの流れ



【お問い合わせ先】

公益財団法人三重子どもわかもの育成財団

〒515-0054 松阪市立野町1291 中部台運動公園内

TEL: 0598-23-7735 FAX: 0598-23-7792

E-mail: ikusei@mie-cc.or.jp

中学生のメッセージ2025 (第47回少年の主張三重県大会) 応募作品一覧

学校名 _____

学校住所 〒 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

メールアドレス _____

ふりがな
担当者名 _____

学年	ふりがな	性別	タイトル	枚数	基調テーマ ※下記より1つ 選んでください
	名前				
計	人				

※作文枚数は、3枚半～4枚半厳守してください。(表記例：3枚半→3.5)

基調テーマ分類

「友達」、「家族」、「福祉・障がい」、「学校」、「勉強」、「生命」、「文化・伝統」、「地域・社会」
「環境」、「職業・労働」、「政治・経済」、「国際」、「平和」、「防災」、その他（ ）

(参考) 校内でこの大会のために作文を書いた人の総数 _____ 人

全校生徒数 _____ 人

※学年は令和7年4月1日現在で記入してください。

令和6年度在籍の3年生は応募できませんのでご注意ください。

青少年育成市町民会議等連絡先一覧

No.	団体名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
北勢地区					
1	桑名市市民環境部地域コミュニティ局 生涯学習課	511-0068	桑名市中央町3丁目79 くわなメディアライヴ2階	0594-24-1245	0594-24-1355
2	いなべ市青少年育成市民会議	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜3083-1 北勢市民会館内	0594-82-1388	0594-82-1414
3	木曾岬町青少年育成町民会議	498-8503	桑名郡木曾岬町大字西対海地251 木曾岬町教育委員会 教育課内	0567-68-1617	0567-66-4841
4	東員町青少年育成町民会議	511-0251	員弁郡東員町大字山田1700 東員町教育委員会 社会教育課内	0594-86-2816	0594-86-2854
5	四日市市青少年育成市民会議	510-0085	四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館5階 四日市市 こども未来課 青少年育成室内	059-354-8247	059-354-8444
6	菰野町青少年育成町民会議	510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250 菰野町役場 コミュニティ振興課内	059-391-1160	059-328-5995
7	朝日町青少年育成町民会議	510-8102	三重郡朝日町大字小向1893 朝日町公民館 朝日町教育委員会 生涯学習課内	059-377-2513	059-377-2515
8	川越町青少年育成町民会議	510-8123	三重郡川越町大字豊田一色314 川越町教育委員会 生涯学習課内	059-366-7140	059-364-4813
9	鈴鹿市青少年育成市民会議	513-0801	鈴鹿市神戸1-17-5 鈴鹿市役所別館第3内	059-382-0713	059-382-0713
10	亀山市青少年育成市民会議	519-0195	亀山市本丸町577 亀山市教育委員会 生涯学習課内	0595-84-5057	0595-82-6161
津地区					
11	津市青少年育成市民会議	514-0027	津市大門7-15 津センターパレス2階 津市教育委員会 生涯学習課 青少年センター内	059-225-7172	059-228-4756
松阪地区					
12	松阪市青少年育成市民会議	515-8515	松阪市殿町1315-3 松阪市教育委員会 生涯学習課内	0598-53-4401	0598-26-8816
13	多気町青少年育成町民会議	519-2181	多気郡多気町相可1587-1 多気町教育委員会 教育課 社会教育係内	0598-38-1122	0598-38-1130
14	明和町青少年育成町民の会	515-0332	多気郡明和町馬之上945番地 明和町教育委員会 教育課 社会教育係内	0596-52-7124	0596-52-7133
15	大台町青少年健全育成推進協議会	519-2404	多気郡大台町佐原750 大台町教育委員会 生涯学習課内	0598-82-3791	0598-82-3115
南勢志摩地区					
16	伊勢市青少年育成市民会議	519-0592	伊勢市小俣町元町540 伊勢市教育委員会 社会教育課内	0596-22-7886	0596-23-8641
17	鳥羽市青少年育成市民会議	517-0022	鳥羽市大明東町1-6 鳥羽市教育委員会 生涯学習課内	0599-25-1268	0599-25-1263
18	志摩市青少年育成市民会議	517-0592	志摩市阿児町鶴方3098-22 志摩市教育委員会 生涯学習スポーツ課内	0599-44-0339	0599-44-5263
19	玉城町青少年を育てる会	519-0415	度会郡玉城町田丸114-1 玉城町教育委員会 生涯教育係内	0596-58-8212	0596-58-7588
20	度会町青少年育成町民会議	516-2195	度会郡度会町棚橋1215-1 度会町教育委員会 社会教育係内	0596-62-2422	0596-62-1647
21	大紀町青少年育成町民会議	519-3111	度会郡大紀町大内山849-3 大紀町教育委員会内	0598-72-4040	0598-72-2470
22	南伊勢町青少年育成町民会議	516-1492	度会郡南伊勢町神前浦15 南伊勢町教育委員会 生涯学習係内	0596-77-0002	0596-76-1660
伊賀地区					
23	伊賀市青少年育成市民会議	518-0873	伊賀市上野丸之内500 ハイピア伊賀5階 伊賀市教育委員会 生涯学習課内	0595-22-9679	0595-22-9692
24	名張市青少年育成市民会議	518-0492	名張市鴻之台1-1 名張市教育委員会 文化生涯学習室内	0595-63-7892	0595-63-9848
紀北地区					
25	尾鷲市青少年育成市民会議	519-3616	尾鷲市中村町10-50 尾鷲市教育委員会 生涯学習課 少年センター内	0597-23-8295	0597-23-8294
26	紀北町青少年育成協議会	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島769-1 紀北町教育委員会 生涯学習課内	0597-46-3125	0597-47-5910
紀南地区					
27	熊野市青少年育成市民会議	519-4392	熊野市井戸町796 熊野市教育委員会 社会教育課内	0597-89-4111 (内線418)	0597-89-6614
28	御浜町青少年育成町民会議	519-5204	南牟婁郡御浜町阿田和4926-1 御浜町教育委員会 生涯学習係内	05979-2-3151	05979-2-3157
29	紀宝町青少年育成町民会議	519-5701	南牟婁郡紀宝町鶴殿1147-2 紀宝町教育委員会 生涯学習室内	0735-32-0241	0735-32-3009

